

## 第34回定時株主総会について

第三セクターの鉄道会社である智頭急行株式会社では、2019年度の決算の承認等を付議する第34回定時株主総会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、日時及び場所を指定して開催せず、その目的事項を下記のとおり提案をして、いわゆる書面決議によることとなりましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 定時株主総会の目的事項

##### (1) 報告事項

第34期事業報告について、その内容の通知を受けたので株主総会に報告することを要しないこと

##### (2) 決議事項

###### ・第1号議案

第34期貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに剰余金処分案を承認すること

###### ・第2号議案

監査役の任期が満了することに伴い、新たに次のとおり監査役を選任すること  
監査役候補者 石田耕太郎（倉吉市長）  
三宅 智章（姫路信用金庫常務理事）

##### (3) その他

2019年度の智頭線の輸送人員について

#### 2. 定時株主総会の決議の省略等

##### (1) 報告の省略

会社法(平成17年法律第86号)第320条に基づき上記1(1)について書面により同意を求めることとする。

##### (2) 決議の省略

会社法第319条に基づき上記1(2)について書面により同意を求めることとする。

#### 3. 定時株主総会の決議及び定時株主総会への報告があったものとみなされる日

株主の全員から同意の意思表示があった日

#### 4. 上記1～2の決定手続き

2020年5月19日開催(ウェブ会議システムによる開催)の取締役会において決議された。

【参考】会社法抜粋（いわゆる書面決議の根拠規定等）

第319条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2～4 （略）

5 第1項の規定により定時株主総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時株主総会が終結したものとみなす。

第320条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第438条 次の各号に掲げる株式会社においては、取締役は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。

一 （略）

二 （略）

三 取締役会設置会社 第436条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告

四 （略）

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時株主総会の承認を受けなければならない。

3 取締役は、第1項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

お 問 い 合 せ
総 務 部 総 務 企 画 課
電 話 0858-75-6600